



# 宮崎労働局長 記者発表項目一覧

令和4年7月1日（金）

## 記者発表項目

- ① 一般職業紹介状況≪令和4年5月分≫（7月1日発表）
- ② 宮崎労働局における雇用調整助成金の支給決定状況について
- ③ 令和3年「高年齢者雇用状況等報告」（宮崎県分）集計結果
- ④ 宮崎労働局・労働基準監督署・公共職業安定所主要行事予定（令和4年7月）
- ⑤ 宮崎労働局広報紙「GOGO!宮崎労働局」（第64号）

### 担当窓口

宮崎労働局 雇用環境・均等室 企画・調整係 飯村

宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎4階

TEL:0985-38-8821 FAX:0985-38-5028

宮崎労働局発表  
令和4年7月1日解禁

【照会先】

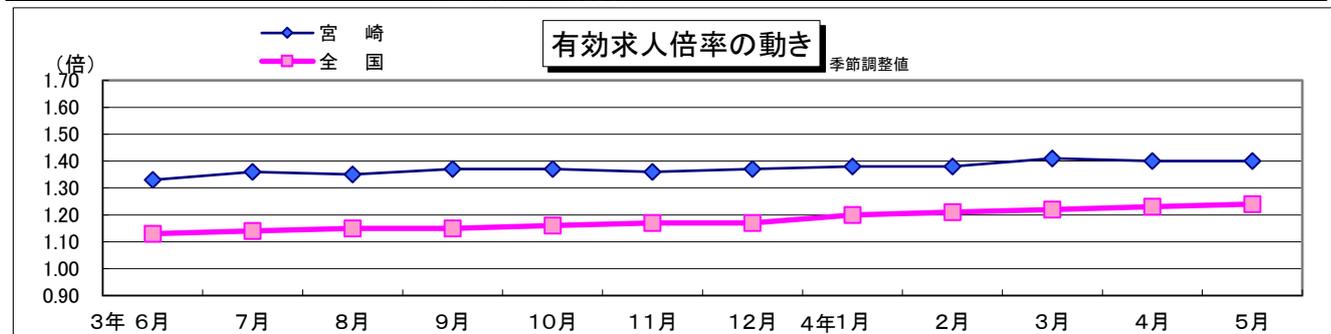
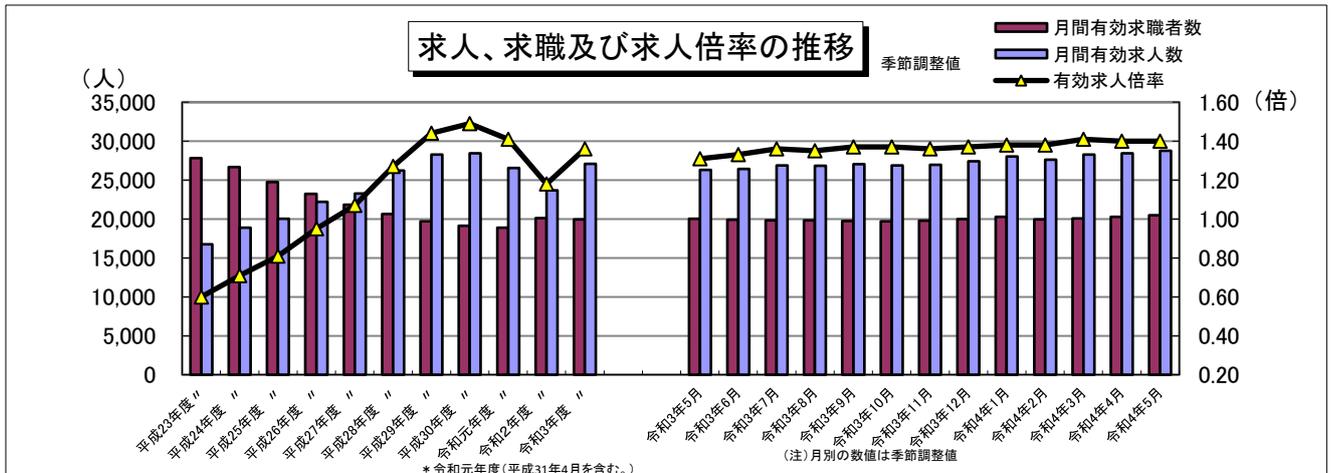
宮崎労働局職業安定部  
部長 小川 和人  
職業安定課長 正入木 均  
地方労働市場情報官 児玉 聡子  
(代表電話)0985(38)8823

一般職業紹介状況(令和4年5月分)

令和4年5月の有効求人倍率(受理地別・季節調整値)は、1.40倍と前月と同じとなった。  
有効求人倍率は、83ヶ月連続で1倍台を維持。  
正社員有効求人倍率(原数値)は、1.04倍と前年同月より0.08ポイント上昇。  
雇用失業情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響が続いているものの、求人が求職を上回る状況が継続しており、着実に改善が進んでいる。

- ・令和4年5月の【有効求人倍率】(季節調整値)は、前月と同じ1.40倍となった。
- ・【有効求職者数】は、前月比(季節調整値)で1.0%増、前年同月比(原数値)で2.9%増(3ヶ月連続)。
- ・【有効求人数】は、前月比(季節調整値)で1.1%増、前年同月比(原数値)で10.1%増(17ヶ月連続)。
- ・【新規求職者数】は、前年同月比(原数値)5.5%増、【新規求人数】は、前年同月比(原数値)5.5%増となった。

本県の労働市場における有効求人倍率(季節調整値)は、有効求職者数(同)が前月比1.0%増加し、有効求人数(同)は前月比1.1%増加したことから、前月と同じ1.40倍となった。  
新規求職者数(原数値)は、前年同月比で5.5%(237人)増加となった。なお、有効求職者数(原数値)は、前年同月比2.9%(614人)増加し3ヶ月連続の増加となっている。  
新規常用求職者(パートを除く)を求職時の態様別にみると、前年同月比で在職者が4.8%(40人)減、離職者が3.0%(52人)増、無業者が8.9%(14人)増となった。なお、離職者のうち、事業主都合離職者は7.9%(30人)減となっている。  
一方、新規求人数(原数値)は、前年同月比で5.5%(472人)増加となった。また、有効求人数(原数値)は、前年同月比で10.1%(2,535人)の増加で17ヶ月連続となっている。  
新規求人数を産業別にみると、前年同月比で18産業中13産業で増加となった。内訳としては、宿泊業、飲食業サービスで174人(55.6%)増、卸売業、小売業で142人(17.3%)増等となる一方、サービス業(他に分類されないもの)で140人(7.1%)減、製造業で24人(2.9%)減等(18産業中5産業で減少)となったことから、全体で472人(5.5%)の増加となった。



有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和3年							令和4年				
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
宮崎	1.33	1.36	1.35	1.37	1.37	1.36	1.37	1.38	1.38	1.41	1.40	1.40
全国	1.13	1.14	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24

○季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

(注1)本公表資料における有効求人倍率、有効求人数、新規求人数は、宮崎労働局管内のハローワークが受理した求人数(受理地別求人数)により算出したものである。  
(注2)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

## 1. 新規求職の動き<季節調整値>

<数値の対比は前月比>

【新規求職者数】(季節調整値)は、4,326人で5.5%(253人)減少となった。

新規求職(パートを含む、人)

	令和3年							令和4年				
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
新規求職数	4,390	4,448	4,527	4,376	4,446	4,490	4,469	4,574	4,282	4,458	4,579	4,326
前月比	2.1%	1.3%	1.8%	-3.3%	1.6%	1.0%	-0.5%	2.3%	-6.4%	4.1%	2.7%	-5.5%

\* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

## 2. 新規求人の動き<季節調整値>

<数値の対比は前月比>

○【新規求人数】(季節調整値)は、9,451人で8.5%(882人)減少となった。

新規求人(パートを含む、人)

	令和3年							令和4年				
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
新規求人	9,451	9,708	9,789	9,588	9,709	9,570	10,387	10,236	9,393	10,454	10,333	9,451
前月比	0.3%	2.7%	0.8%	-2.1%	1.3%	-1.4%	8.5%	-1.5%	-8.2%	11.3%	-1.2%	-8.5%

\* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

## 3. 職業紹介状況について(パートを含む)<原数値>

<数値の対比は前年同月比>

○【職業紹介状況】は、紹介件数が152件(3.5%)減の4,203件となり、就職件数は19件(1.1%)減の1,704件となった。就職率(対新規求職者)は、2.5ポイント下回って37.3%となった。

就職(パートを含む、件)

	令和2年							令和3年				
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	就職件数	1,837	1,644	1,479	1,677	1,808	1,470	1,382	1,372	1,712	2,349	2,054
	令和3年							令和4年				
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	就職件数	1,889	1,663	1,557	1,736	1,684	1,603	1,319	1,470	1,608	2,245	1,711
対前年同月比	2.8%	1.2%	5.3%	3.5%	-6.9%	9.0%	-4.6%	7.1%	-6.1%	-4.4%	-16.7%	-1.1%

	令和2年							令和3年				
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	就職率	40.5%	38.9%	37.7%	41.0%	42.3%	41.0%	45.1%	29.8%	39.0%	47.2%	32.9%
	令和3年							令和4年				
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	就職率	43.3%	39.4%	36.3%	40.8%	39.0%	41.4%	41.0%	30.1%	36.7%	45.7%	27.7%

## 4. 正社員有効求人倍率の動き<原数値>

○【正社員有効求人倍率】(原数値)は、1.04倍となり、前年同月で0.08ポイント上昇。  
(正社員有効求人数 13,215人 常用フルタイム有効求職者数12,669人)

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照

次回公表予定日 令和4年7月29日(金)

別表1 職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

	令和4年5月	令和4年4月	対前月 増減率(差) (%)	令和3年5月	対前年同月 増減率(差) (%)
1 月間有効求職者数(人)	21,619	21,520	—	21,005	2.9
季節調整値	* 20,480	* 20,275	1.0	20,014	2.3
2 新規求職申込件数(件)	4,565	6,168	—	4,328	5.5
3 月間有効求人数(人)	27,705	28,311	—	25,170	10.1
季節調整値	* 28,749	* 28,425	1.1	26,307	9.3
4 新規求人数(人)	9,048	10,079	—	8,576	5.5
5 紹介件数(件)	4,203	4,188	\	4,355	▲3.5
6 就職件数(件)	1,704	1,711		1,723	▲1.1
7 就職率(6/2)(%)	37.3	27.7		39.8	▲2.5
8 充足数(件)	1,682	1,704		1,666	1.0
9 充足率(8/4)(%)	18.6	16.9		19.4	▲0.8

\* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表2 有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和4年5月	令和4年4月	前月差 (ポイント)	令和3年5月
宮崎県	1.40	1.40	0.00	1.31
全国	1.24	1.23	0.01	1.10

別表3 雇用保険一般受給者実人員の推移(基本手当基本分、人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	3,594	4,053	4,652	5,013	5,252	5,222	4,939	4,532	4,383	4,235	4,137	4,297
令和3年度	4,223	4,275	4,836	4,921	5,054	4,802	4,461	4,446	4,189	4,014	3,828	3,858
令和4年度	3,891	3,897										

(受給者実人員＝失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう)

別表4 安定所別有効求人倍率(原数値、倍)

	令和4年5月	令和4年4月	令和3年5月	前年同月差 (ポイント)
宮崎	1.25	1.28	1.15	0.10
延岡	1.14	1.24	1.02	0.12
日向	1.18	1.17	1.20	▲0.02
都城	1.61	1.62	1.59	0.02
日南	1.04	1.05	0.84	0.20
高鍋	1.14	1.21	1.11	0.03
小林	1.39	1.47	1.38	0.01
県計	1.28	1.32	1.20	0.08

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照

別表5 九州各県の有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和4年5月	令和4年4月	前月差 (ポイント)	令和3年5月
福岡	1.13	1.09	0.04	1.05
佐賀	1.38	1.35	0.03	1.18
長崎	1.16	1.19	▲0.03	1.04
熊本	1.39	1.37	0.02	1.31
大分	1.36	1.31	0.05	1.15
宮崎	1.40	1.40	0.00	1.31
鹿児島	1.36	1.35	0.01	1.25
沖縄	0.86	0.83	0.03	0.73

\* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表6 パートタイム職業紹介状況

	令和4年5月	令和4年4月	令和3年5月	前年同月 増減率・差 (%)
1 月間有効求職者数(人)	8,910	8,726	8,478	5.1
2 新規求職申込件数(件)	1,796	2,617	1,587	13.2
3 月間有効求人数(人)	9,489	9,939	8,639	9.8
4 新規求人数(人)	2,998	3,547	2,890	3.7
5 紹介件数(件)	1,490	1,519	1,565	▲4.8
6 就職件数(件)	706	666	732	▲3.6
7 充足数(件)	686	653	721	▲4.9
8 充足率(%)	22.9%	18.4%	24.9%	▲2.0

別表7 新規常用求職者の求職時の態様別内訳(パートを除く)

県 計		24歳以下	25歳～34歳	35歳～44歳	45歳～54歳	55歳～64歳	65歳以上	合計
新規求職申込件数	令和4年5月	339	651	501	636	442	193	2,762
	令和3年5月	374	660	551	570	407	174	2,736
	前年比	▲9.4%	▲1.4%	▲9.1%	11.6%	8.6%	10.9%	1.0%
在職者	令和4年5月	94	206	160	200	111	18	789
	令和3年5月	118	223	183	188	100	17	829
	前年比	▲20.3%	▲7.6%	▲12.6%	6.4%	11.0%	5.9%	▲4.8%
離職者	令和4年5月	194	401	323	405	315	164	1,802
	令和3年5月	213	403	341	363	281	149	1,750
	前年比	▲8.9%	▲0.5%	▲5.3%	11.6%	12.1%	10.1%	3.0%
事業主都合	令和4年5月	15	50	63	83	81	56	348
	令和3年5月	23	57	73	91	85	49	378
	前年比	▲34.8%	▲12.3%	▲13.7%	▲8.8%	▲4.7%	14.3%	▲7.9%
自己都合	令和4年5月	178	340	252	315	193	85	1,363
	令和3年5月	189	341	261	266	173	81	1,311
	前年比	▲5.8%	▲0.3%	▲3.4%	18.4%	11.6%	4.9%	4.0%
無業者	令和4年5月	51	44	18	31	16	11	171
	令和3年5月	43	34	27	19	26	8	157
	前年比	18.6%	29.4%	▲33.3%	63.2%	▲38.5%	37.5%	8.9%

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照

別表8 産業別・規模別新規求人状況(原数値)

産業別・規模別	求 人 状 況					
	令和4年5月	令和4年4月	令和3年5月	前年同 月比(%)	前年 同月差	
A.B 農、林、漁業	258	254	222	16.2	36	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	18	6	20	▲10.0	▲2	
D 建設業	782	856	763	2.5	19	
E 製造業	801	1,201	825	▲2.9	▲24	
食料品製造業	224	259	287	▲22.0	▲63	
飲料・たばこ・飼料製造業	46	68	57	▲19.3	▲11	
繊維工業	52	94	40	30.0	12	
木材・木製品製造業	104	88	76	36.8	28	
家具・装備品製造業	7	4	16	▲56.3	▲9	
パルプ・紙・紙加工品製造業	17	10	9	88.9	8	
印刷・同関連業	16	23	21	▲23.8	▲5	
化学工業	13	83	20	▲35.0	▲7	
石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	-	0	
プラスチック製品製造業	34	57	43	▲20.9	▲9	
ゴム製品製造業	6	32	15	▲60.0	▲9	
窯業・土石製品製造業	22	36	23	▲4.3	▲1	
鉄鋼業	1	0	7	▲85.7	▲6	
非鉄金属製造業	0	1	0	-	0	
金属製品製造業	43	59	28	53.6	15	
はん用機械器具製造業	30	41	39	▲23.1	▲9	
生産用機械器具製造業	42	31	19	121.1	23	
業務用機械器具製造業	16	14	28	▲42.9	▲12	
電子部品・デバイス・電子回路製造業	17	165	40	▲57.5	▲23	
電気機械器具製造業	82	94	29	182.8	53	
情報通信機械器具製造業	5	2	7	▲28.6	▲2	
輸送用機械器具製造業	11	30	11	0.0	0	
その他の製造業	13	10	10	30.0	3	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3	4	8	▲62.5	▲5	
G 情報通信業	195	209	168	16.1	27	
H 運輸業、郵便業	276	594	266	3.8	10	
I 卸売業、小売業	964	1,065	822	17.3	142	
J 金融業、保険業	81	83	34	138.2	47	
K 不動産業、物品賃貸業	101	127	94	7.4	7	
L 学術研究、専門・技術サービス業	150	143	144	4.2	6	
M 宿泊業、飲食サービス業	487	571	313	55.6	174	
宿泊業	103	102	37	178.4	66	
N 生活関連サービス業、娯楽業	284	217	236	20.3	48	
O 教育、学習支援業	129	145	127	1.6	2	
P 医療、福祉	2,545	2,879	2,429	4.8	116	
Q 複合サービス事業	57	141	41	39.0	16	
R サービス業(他に分類されないもの)	1,821	1,448	1,961	▲7.1	▲140	
S.T 公務、その他	96	136	103	▲6.8	▲7	
合 計	9,048	10,079	8,576	5.5	472	
規 模 別	29人以下	6,016	6,487	5,145	16.9	871
	30～99人	2,076	2,293	2,142	▲3.1	▲66
	100～299人	646	933	857	▲24.6	▲211
	300～499人	115	173	191	▲39.8	▲76
	500～999人	164	154	152	7.9	12
	1,000人以上	31	39	89	▲65.2	▲58

産業分類は、平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく。

## 正社員の有効求人倍率（原数値）の推移

○ 正社員有効求人倍率は、1.04倍と前年同月比0.08ポイント上昇。

(倍)

	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
1月		0.45	0.43	0.46	0.40	0.28	0.25	0.34	0.39	0.42	0.51	0.59	0.68	0.82	0.98	1.05	1.03	0.98	1.11
2月		0.43	0.44	0.47	0.40	0.26	0.24	0.35	0.38	0.42	0.51	0.58	0.43	0.81	0.97	1.05	0.99	0.99	1.12
3月		0.41	0.43	0.43	0.38	0.24	0.24	0.33	0.37	0.41	0.50	0.57	0.67	0.77	0.93	1.01	0.92	0.98	1.10
4月		0.36	0.39	0.38	0.33	0.21	0.22	0.30	0.34	0.37	0.46	0.53	0.64	0.74	0.90	0.98	0.86	0.95	1.05
5月		0.32	0.39	0.35	0.32	0.19	0.21	0.29	0.34	0.36	0.46	0.52	0.65	0.75	0.90	0.97	0.82	0.96	1.04
6月		0.30	0.38	0.35	0.29	0.18	0.21	0.30	0.34	0.38	0.48	0.52	0.67	0.77	0.95	1.00	0.84	0.98	
7月		0.31	0.38	0.35	0.30	0.19	0.22	0.31	0.35	0.40	0.49	0.55	0.67	0.79	0.96	0.99	0.84	1.00	
8月		0.32	0.41	0.37	0.32	0.19	0.24	0.33	0.37	0.43	0.51	0.59	0.71	0.82	0.96	0.98	0.85	1.00	
9月		0.34	0.41	0.38	0.32	0.20	0.26	0.33	0.38	0.45	0.53	0.61	0.73	0.85	0.97	1.01	0.87	1.02	
10月		0.36	0.41	0.39	0.31	0.21	0.27	0.33	0.39	0.46	0.54	0.63	0.76	0.87	0.99	1.04	0.89	1.05	
11月	0.43	0.39	0.44	0.39	0.31	0.21	0.29	0.35	0.40	0.47	0.58	0.66	0.77	0.90	1.01	1.07	0.94	1.08	
12月	0.44	0.41	0.45	0.41	0.30	0.23	0.33	0.37	0.42	0.50	0.59	0.68	0.81	0.94	1.06	1.10	0.99	1.12	

(資料出所) 宮崎労働局集計

※数値は原数値。

※正社員とは、パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

※正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

※令和元年は、平成31年1月～4月を含む。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開設した求職者数が含まれている。

## 就業地別の求人数を用いた有効求人倍率（季節調整値）（令和4年5月）

### 「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」とは

→実際に就業する都道府県を求人地として集計した有効求人倍率。なお、通常発表している都道府県別の有効求人倍率は、求人を受理した場所を求人地として集計している。

- 本社が多く所在する地域では、受理地別の有効求人倍率より「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」が低い傾向がある。
- 宮崎県の「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」は1.51倍で受理地別の有効求人倍率(1.40倍)より0.11ポイント高い。

		① 有効求職者数	② 有効求人数	③ 就業地別 有効求人数	④ 有効求人倍率 ②/①	⑤ 就業地別 有効求人倍率 ③/①	⑥差 ⑤-④
令和3年	5月	20,014	26,307	28,039	1.31	<b>1.40</b>	0.09
	6月	19,891	26,417	28,207	1.33	<b>1.42</b>	0.09
	7月	19,823	26,865	28,498	1.36	<b>1.44</b>	0.08
	8月	19,805	26,827	28,667	1.35	<b>1.45</b>	0.10
	9月	19,752	27,021	28,677	1.37	<b>1.45</b>	0.08
	10月	19,686	26,896	28,581	1.37	<b>1.45</b>	0.08
	11月	19,792	26,969	28,687	1.36	<b>1.45</b>	0.09
	12月	20,007	27,414	29,148	1.37	<b>1.46</b>	0.09
令和4年	1月	20,279	28,038	29,949	1.38	<b>1.48</b>	0.10
	2月	19,941	27,595	29,562	1.38	<b>1.48</b>	0.10
	3月	20,070	28,272	30,145	1.41	<b>1.50</b>	0.09
	4月	20,275	28,425	30,215	1.40	<b>1.49</b>	0.09
	5月	20,480	28,749	30,841	1.40	<b>1.51</b>	0.11

(資料出所) 宮崎労働局

- ※ 数値は季節調整値。季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
- ※ 有効求職者数は求職を受理したハローワークが所在する都道府県単位で集計。
- ※ 季節求人については受理所を就業地とみなしている。
- ※ 1件の求人に複数の就業地があり、就業地毎の求人数が明確でない場合、それぞれの就業地に順番に求人数を割り当てて配分している。
- ※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開設した求職者数が含まれている。

宮崎労働局発表  
令和4年7月1日

## 【照会先】

宮崎労働局職業安定部  
(担 当)  
部 長 小川 和人  
職業対策課長 田之上 睦子  
(電 話) 0985-38-8824

## 宮崎労働局における雇用調整助成金の支給決定状況について

宮崎労働局（局長 田中大介）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金（特例措置）の支給決定状況について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

## ＜雇用調整助成金（特例措置）の支給申請件数及び支給決定件数＞

（令和2年4月～令和4年6月17日までの累計（速報値））

- ・ 支給申請件数 (①) : 34,893 件
- ・ 支給決定件数 (②) : 34,629 件
- ・ 支給決定率 (②/①) : 99.2 %
- ・ 休業対象労働者数 (延べ人数) : 370,654 人

## ＜雇用調整助成金の申請状況＞

雇用調整助成金の申請は、令和4年1月に適用された「まん延防止等重点措置」の影響により、同年4月の申請件数は1,739件に達したが、5月は1,118件と減少に転じており、6月（集計中）は1,000件前後となる見込みである。

## ○令和3年6月から令和4年5月までの申請件数の動き

R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11
1,376 (1.1)	1,395 (1.4)	1,403 (0.6)	1,553 (10.7)	1,730 (11.4)	1,281 (▲26.0)
R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	R4.4	R4.5
984 (▲23.2)	916 (▲6.9)	1,021 (11.5)	1,353 (32.5)	1,739 (28.5)	1,118 (▲35.7)

(※1) 括弧内は前月比増減率を示す。

(※2) 雇用調整助成金とは

- ・ 経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部（一定の要件を満たす場合は全部）を助成するもの。
- ・ 令和2年4月から適用された雇用調整助成金の特例措置については、段階的に縮小を行うという方針のもと、地域特例<sup>(※3)</sup>と業況特例<sup>(※4)</sup>は令和4年9月末まで現在の助成内容を継続する。また、令和4年1月より、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断する。
- ・ 令和4年10月以降の取扱については、本年8月末までに決定する予定。

(※3) 地域特例とは

- ・ 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という）において知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

※ 重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

※ 各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

(※4) 業況特例とは

- ・ 生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主。  
なお、令和3年12月までに業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階で業況を再確認する。また、令和4年4月以降は毎月業況を確認する。

報道関係者 各位

令和4年7月1日  
宮崎労働局  
職業安定部 職業対策課  
課長 田之上 睦 子  
課長補佐 伊集院 一也  
高齢者対策担当官 迫 園 竜 士  
(電話) 0985-38-8824

## 令和3年「高年齢者雇用状況等報告」(宮崎県分) 集計結果

66歳以上働ける制度のある企業の割合46.1%【割合は全国4位(全国38.3%)】

70歳以上働ける制度のある企業の割合43.8%【割合は全国5位(全国36.6%)】

宮崎労働局(局長:田中 大介)では、このほど、65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」及び70歳までの「高年齢者就業確保措置」の、宮崎県内における実施状況などを集計した、令和3年「高年齢者雇用状況等報告」(令和3年6月1日現在)を取りまとめましたので、公表します。

### 【集計結果の主なポイント】 ※以下、( )は集計項目のうち、全体に占める割合

#### ポイントⅠ 65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の状況

65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況(11ページ表1、12ページ表3-1)  
実施済み企業数は計2,204社、(99.9%)

#### ポイントⅡ 66歳以上働ける企業の状況

- ① 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況(15ページ表6)  
実施済み企業数は1,017社、(46.1%)【割合は全国4位、全国割合38.3%】
  - ・中小企業では979社、(46.4%)
  - ・大企業では38社、(40.4%)
- ② 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況(15ページ表7)  
実施済み企業数は965社、(43.8%)【割合は全国5位、全国割合36.6%】
  - ・中小企業では929社、(44.0%)
  - ・大企業では36社、(38.3%)
- ③ 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況(14ページ表5-1)  
実施済み企業数は667社、(30.2%)【割合は全国12位、全国割合25.6%】
  - ・中小企業では647社、(30.6%)
  - ・大企業では20社、(21.3%)

※<集計対象>常時雇用する労働者が21人以上の企業2,205社

【内訳】 中小企業（21～300人規模）：2,111社

・中小企業のうち21～30人規模：587社

・中小企業のうち31～300人規模：1,524社

大企業（301人以上規模）：94社

※ 令和2年6月1日時点の集計結果では、従業員31人以上の企業の状況をまとめていましたが、今回の集計結果では21人以上の企業の状況をまとめています。このため、11ページ以降の表においては、比較可能な場合には前年の数値を記載しています。

※ 詳細は、3ページ以降をご参照ください。

### 【高年齢者雇用状況等報告について】

高年齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付け、企業に対して毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

さらに、令和3年4月1日からは、70歳までを対象として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」といった雇用による措置や、「業務委託契約の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努めることを義務付けており、これらの状況も併せて報告対象としています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員21人以上の企業2,205社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員21人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

### 【労働局のコメント】

宮崎県では、65歳まで雇用する高年齢者雇用確保措置は、ほぼ全ての集計対象企業で講じられています。また、66歳以上働ける制度のある企業の割合が46.1%、（全国割合38.3%）、さらに70歳以上働ける制度のある企業の割合は43.8%、（全国割合36.6%）となっています。

なお、定年廃止企業は3.9%（全国割合4.0%）と、僅かに下回りますが、これを除き、総じて全国的な割合を上回っており、生涯現役社会の実現に向け着実に前進しています。

また、宮崎労働局、県内ハローワークでは、令和3年4月1日より「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部改正（70歳までの就業機会の確保措置を講ずる努力義務が新設）が施行されたことを踏まえ、制度を導入する企業の更なる拡大を目指す取組など、今後とも生涯現役で働くことのできる社会の実現のための施策を推進いたします。

また、65歳まで雇用する高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対しては、宮崎労働局、ハローワークによる計画的かつ重点的な個別指導を実施していきます。

## 1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

### (1) 全体の状況(11ページ表1)

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。<sup>(注1)</sup>)の実施済企業は2,204社、99.9%<sup>(注2)</sup>、雇用確保措置が未実施である企業は31人以上300人以下の中小企業1社のみとなっている。

なお、当該企業については、その後、労働局(ハローワーク)の個別指導により雇用確保措置導入済みとなっている。

#### (注1)雇用確保措置

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じなければならない。

- ① 定年制の廃止
- ② 定年の引上げ
- ③ 継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度等※)の導入

※ 継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。なお、平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。ただし、24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年度までに段階的に引き上げているところ(経過措置)

(注2)本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、それにより、0%、または100%となる数値については、小数点第2位以下を切り上げもしくは切り捨てとしている数値がある。

### (2) 企業規模別の状況(11ページ表1)

企業規模別に雇用確保措置の実施済企業の割合を見ると、大企業では94社(100%)<sup>(注2)</sup>、中小企業では2,110社(99.9%)であった。

#### (参考) 31人以上規模企業

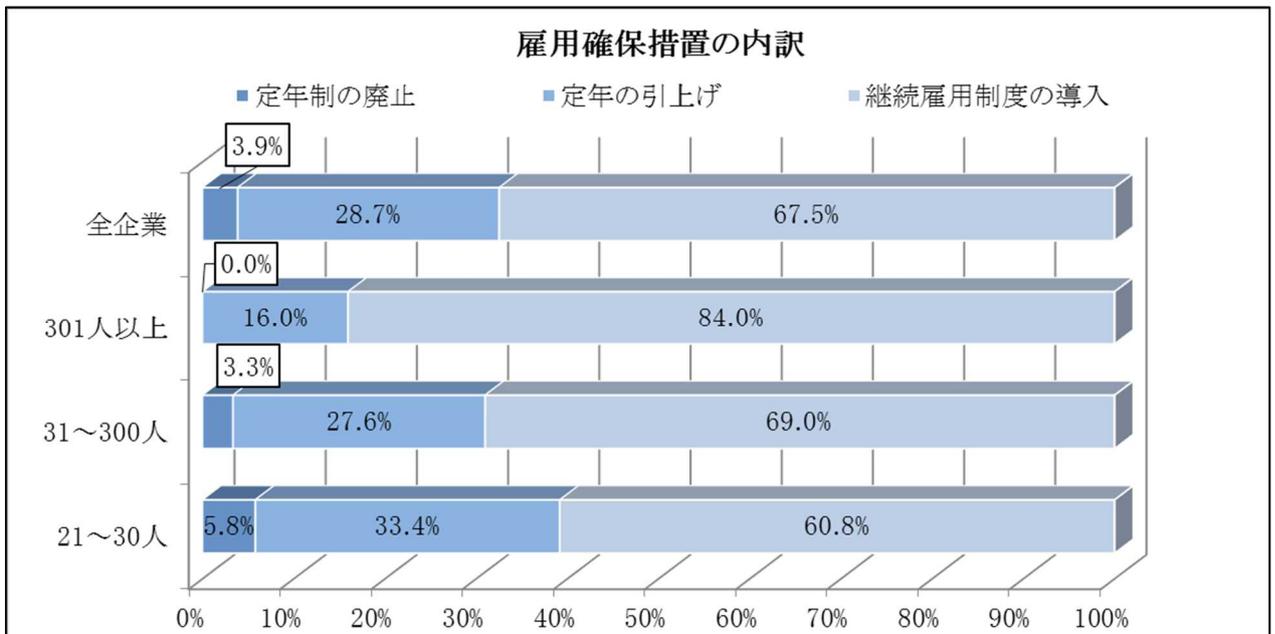
								(%)		
平成 23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
96.7	98.7	89.0	96.1	99.8	99.9	100	100	99.9	99.9	99.9

※ 平成25年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があったため、平成24年と25年の数値は単純比較できない。

### (3) 雇用確保措置を実施済の企業の内訳(12ページ表3-1)

報告した全企業について、雇用確保措置の措置内容別に見ると、定年制度の見直し(下記①、②)よりも、継続雇用制度の導入(下記③)により雇用確保措置を講じている企業が多かった。

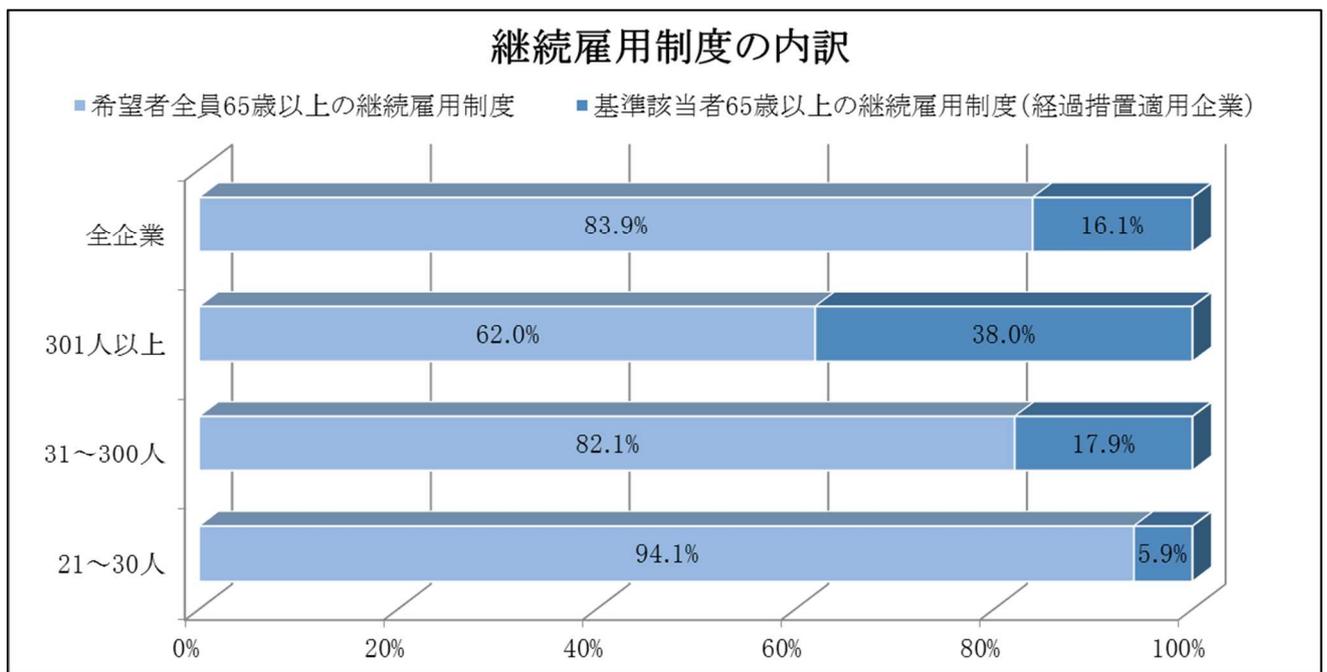
- ① 「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は85社(3.9%)
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は632社(28.7%)
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は1,487社(67.5%)



(4) 65歳以上の継続雇用確保措置のある企業の状況(12ページ表3-2)

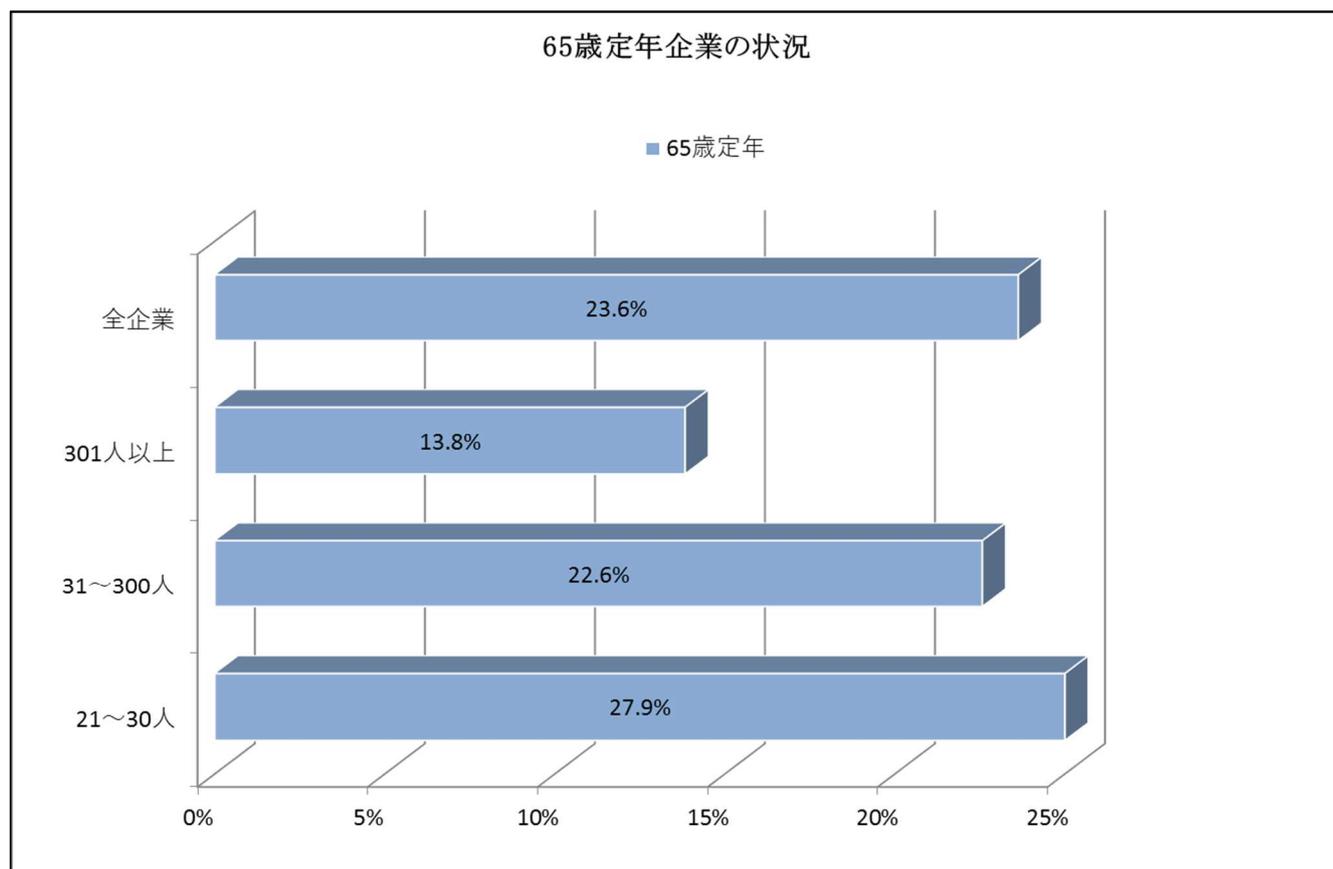
「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業1,487社のうち、

- ① 希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している企業は1,248社、(83.9%)
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は239社、(16.1%)となっている。



## 2 65歳定年企業の状況(13 ページ表4)

報告した全企業のうち、定年を65歳とする企業は521社(23.6%)であり、中小企業では508社(24.1%)、大企業では13社(13.8%)であった。



## 3 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

### (1) 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況 (14ページ表5-1)

報告した全企業において、70歳までの高年齢者就業確保措置(以下「就業確保措置」<sup>(注3)</sup>)という。)を実施済の企業は667社(30.2%)であり、中小企業647社(30.6%)、大企業では20社(21.3%)であった。

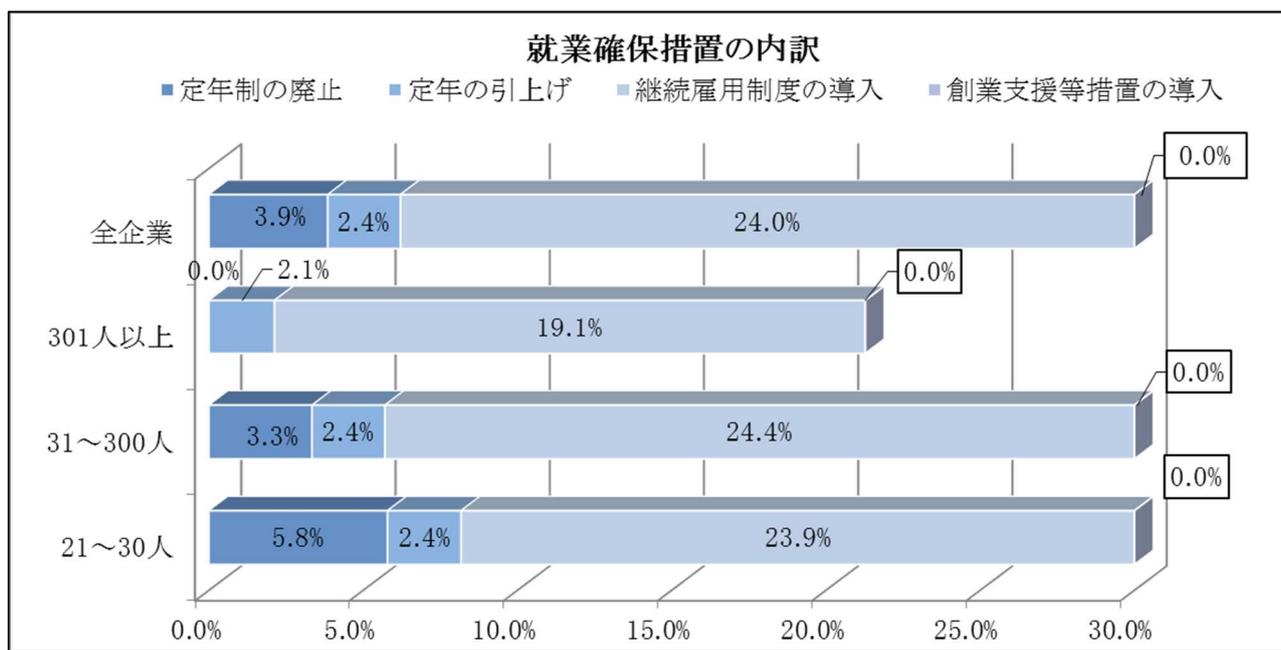
#### (注3) 就業確保措置

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第10条の2に基づき、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主または65歳までの継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く)を導入している事業主は、その雇用する高年齢者について、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、65歳から70歳までの安定した雇用を確保するよう努めなければならない。

①70歳までの定年の引上げ、②定年制の廃止、③70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入、④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入、⑤70歳まで継続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入(事業主が自ら実施する社会貢献事業又は事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業)

### (2) 70歳までの就業確保措置を実施済の企業の内訳 (14ページ表5-1)

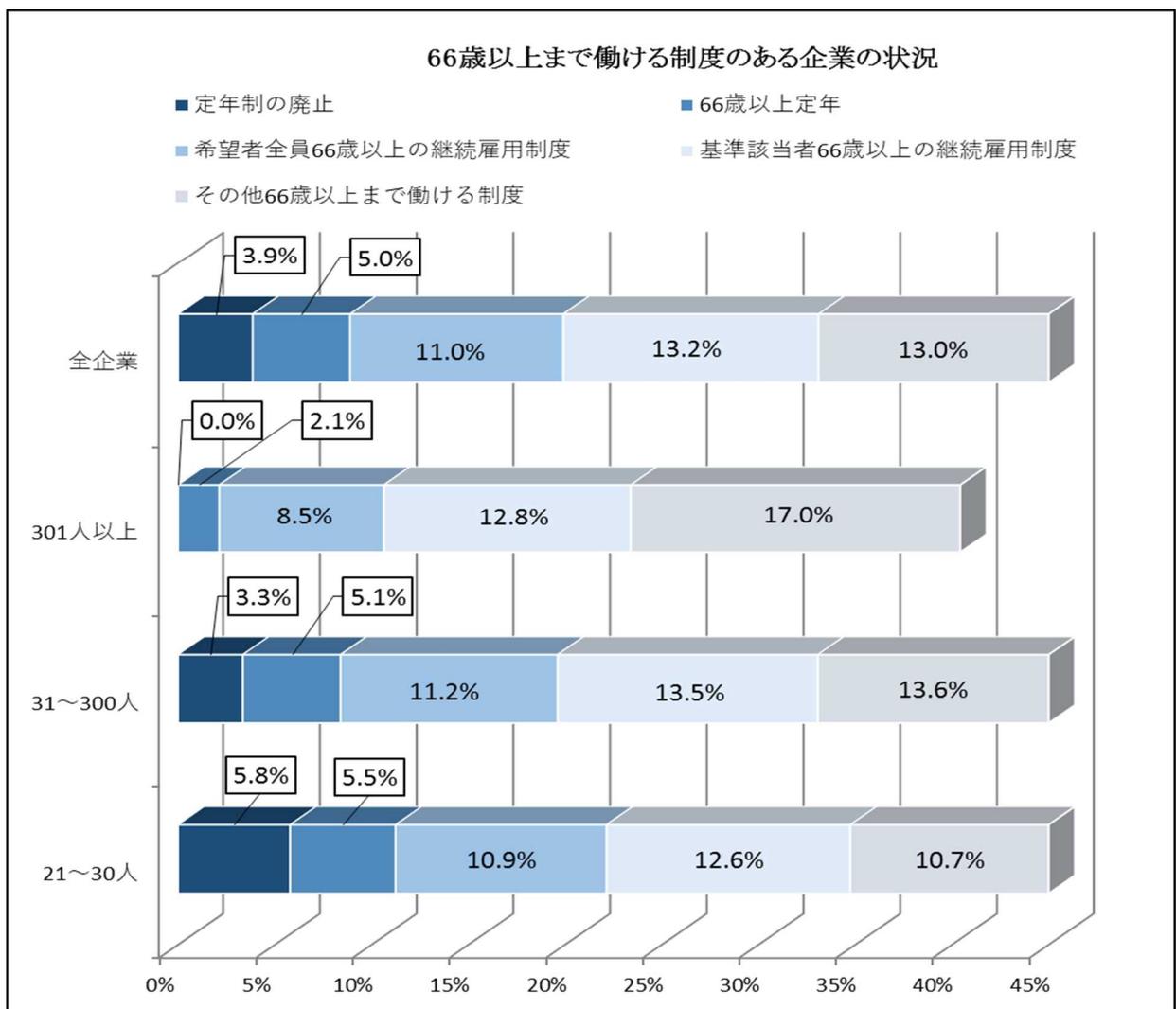
- ①定年制の廃止は85社(3.9%)
- ②定年の引上げは52社(2.4%)
- ③継続雇用制度の導入は530社(24.0%)
- ④創業支援等措置の導入は0社(0.0%)



#### 4 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

##### (1) 66歳以上働ける制度のある企業の状況 (15ページ表6)

報告した全企業において、66歳以上働ける制度のある企業は、1,017社(46.1%)であり、企業規模別に見ると、中小企業では979社(46.4%)、大企業では38社(40.4%)であった。



※ 66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「66歳以上定年」のみに計上している。

※ 「その他の制度で66歳以上まで雇用」とは、業務委託等、企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

(2) 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況 (15ページ表7)

報告した全企業において、70歳以上まで働ける制度のある企業は965社(43.8%)であり、中小企業では929社(44.0%)、大企業では36社(38.3%)であった。

(3) 定年制の廃止および66歳以上定年企業の状況 (13ページ表4)

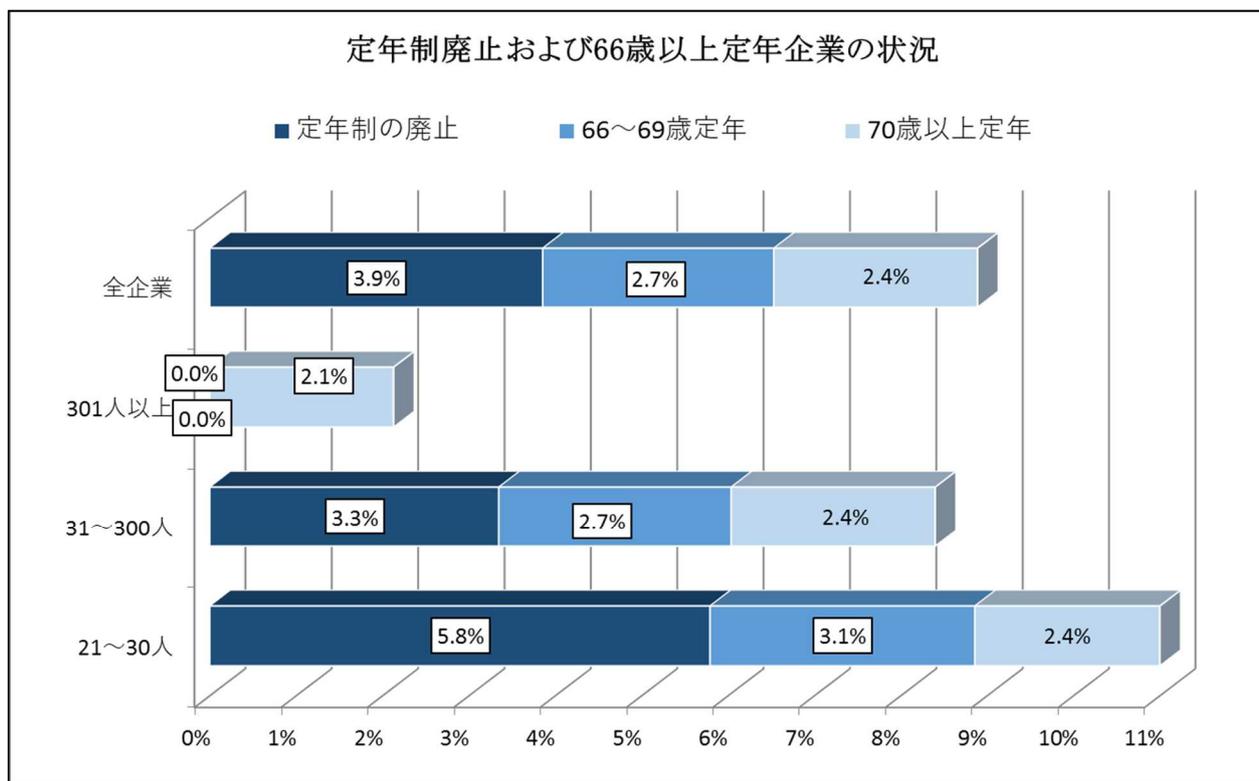
報告した全企業において、定年制を廃止している企業は85社(3.9%)、定年を66～69歳とする企業は59社(2.7%)、定年を70歳以上とする企業は52社(2.4%)であり、これを企業規模別に見ると、次のとおりであった。

① 中小企業

- ・ 定年制を廃止している企業は85社(4.0%)
- ・ 定年を66～69歳とする企業は59社(2.8%)
- ・ 定年を70歳以上とする企業は50社(2.4%)

② 大企業

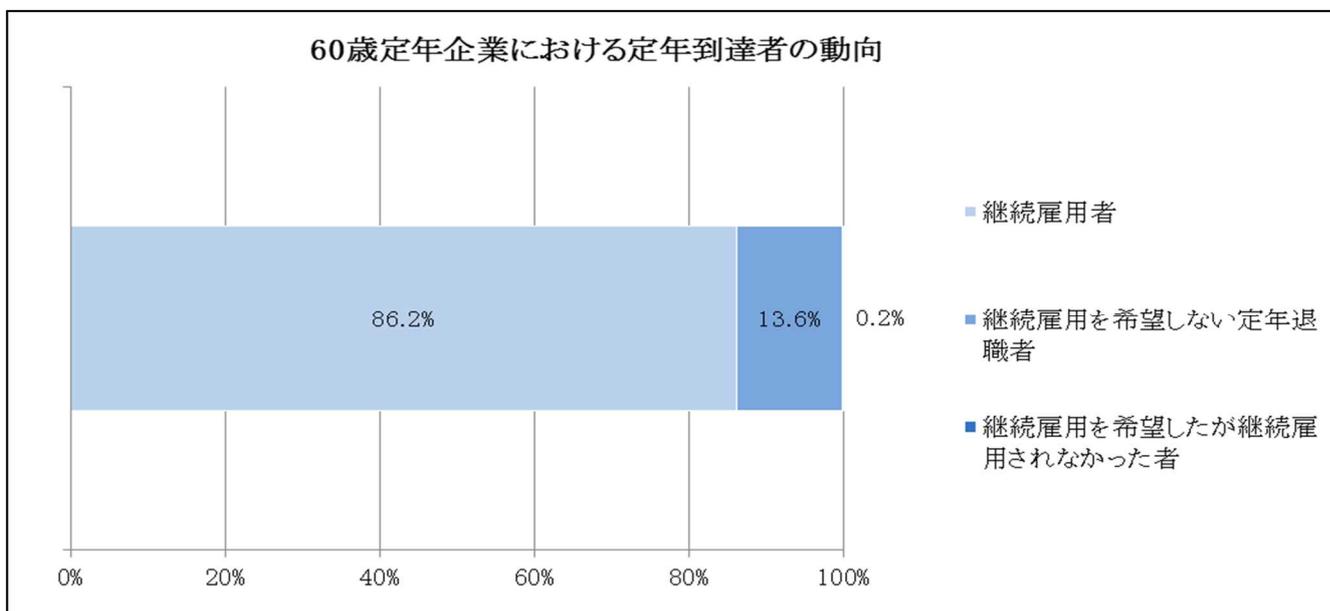
- ・ 定年制を廃止している企業は0社 (0.0%)
- ・ 定年を66～69歳とする企業は0社 (0.0%)
- ・ 定年を70歳以上とする企業は2社 (2.1%)



## 5 60歳定年到達者の動向

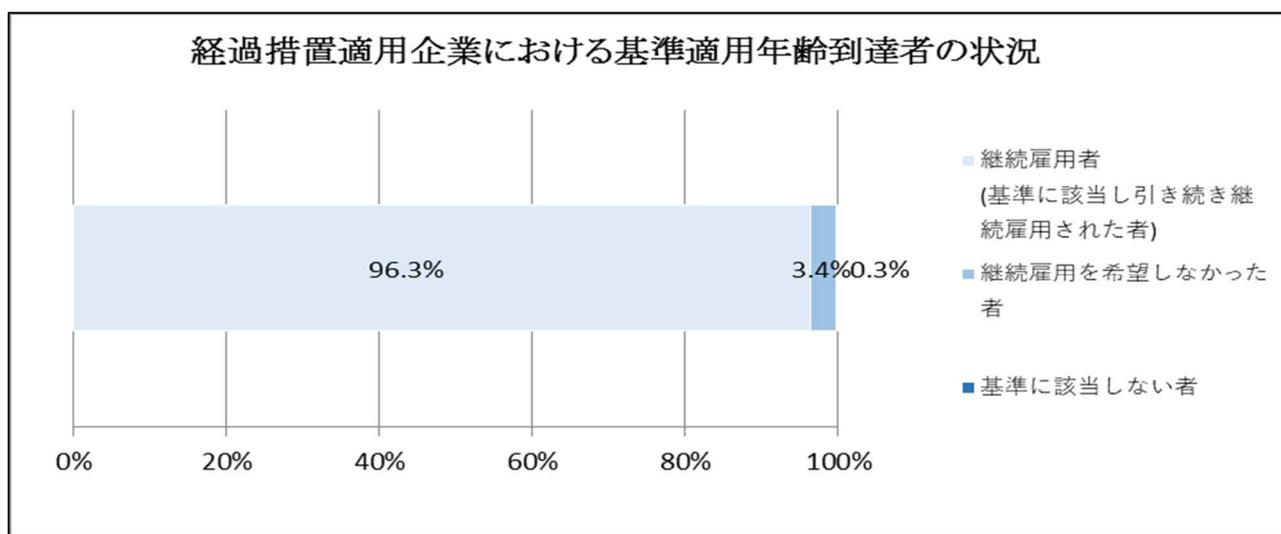
(1) 60歳定年企業における定年到達者の動向 (16ページ表8-1)

60歳定年企業において、過去1年間(令和2年6月1日から令和3年5月31日)に定年に到達した者は、2,257人であった。このうち、継続雇用された者は86.2%(うち子会社・関連会社等での継続雇用者は0.7%)、継続雇用を希望しない定年退職13.6%、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は0.2%であった。



(2) 継続雇用の対象者を限定する基準に係る経過措置の適用状況（16ページ表8－2）

経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、過去1年間（令和2年6月1日から令和3年5月31日）に、基準を適用できる年齢（平成31年4月1日から令和4年3月31日までは63歳以上）に到達した者は、297人であった。このうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は96.3%、継続雇用の更新を希望しなかった者は3.4%、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は0.3%であった。



**6 高年齢常用労働者の状況**（17 ページ表 9）

(1) 年齢階級別の常用労働者数について

報告した全企業における常用労働者数187,876人のうち、60歳以上の常用労働者数は35,897人で19.1%を占めている。年齢階級別に見ると、60～64歳が17,628人、65～69歳が11,197人、70歳以上が7,072人であった。

(2) 高年齢労働者の推移（31人以上規模企業）

31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は32,559人であり、平成21年（12,397人）と比較すると、20,162人増加している。

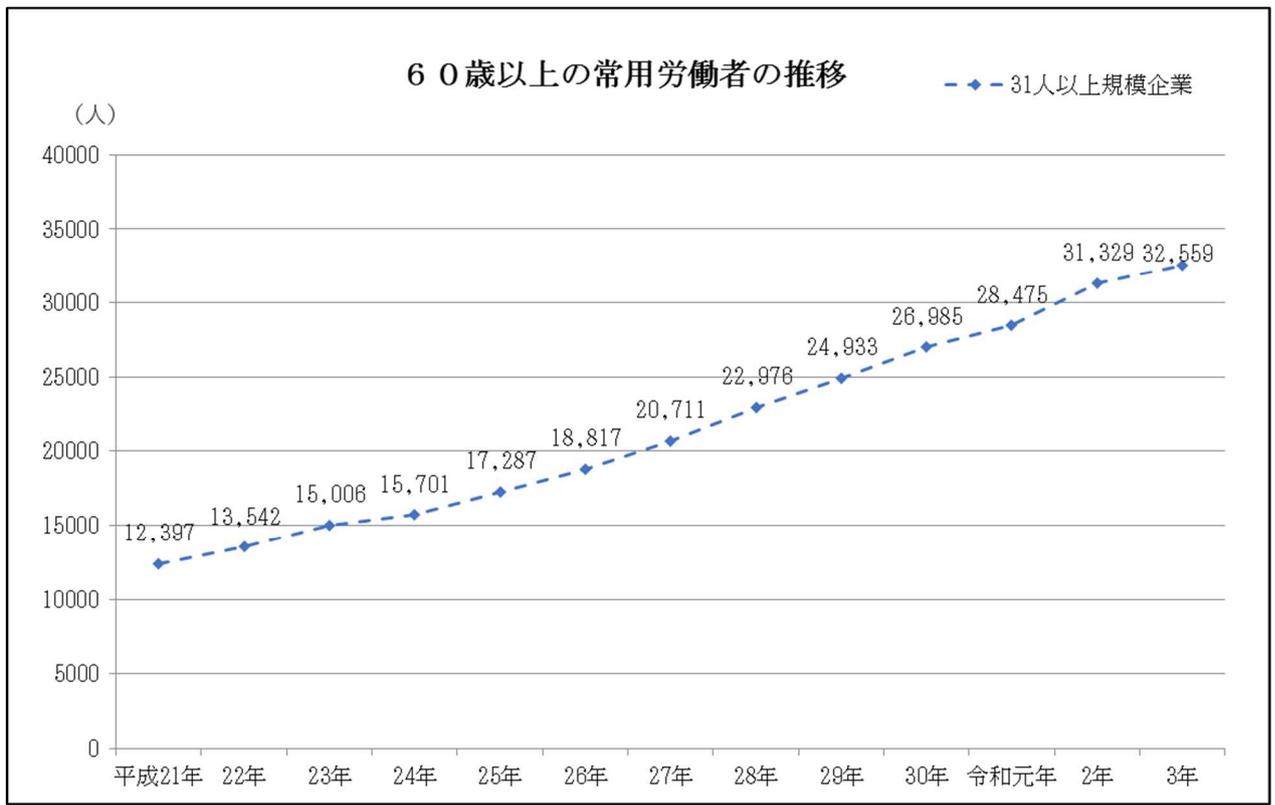


表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		合計(①+②)	
21人以上 総計	2,204	-	1	-	2,205	-
	99.9%	-	0.1%	-	100.0%	-
31人以上 総計	1,617	(1,580)	1	1	1,618	(1,581)
	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
21~300人	2,110	-	1	-	2,111	-
	99.9%	-	0.1%	-	100.0%	-
21~30人	587	-	0	-	587	-
	100.0%	-	0.0%	-	100.0%	-
31~300人	1,523	(1,483)	1	1	1,524	(1,484)
	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	94	(97)	0	0	94	(97)
	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)

※( )内は、令和2年6月1日現在の数値。

※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「301人以上」の①については、小数点第2位以下を切り捨て、②については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

表2 雇用確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

規模別		①実施済企業割合		②未実施企業割合					
		合計	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)			
	21~30人	100.0%	-	0.0%	-				
	31~50人	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)				
	51~100人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	101~300人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	301~500人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	501~1,000人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	1,001人以上	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
産業別		21人以上	31人以上	21人以上	31人以上				
	合計	99.9%	-	99.9%	(99.9%)	0.1%	-	0.1%	(0.1%)
	農、林、漁業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)	0.0%	-	0.0%	(0.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)	0.0%	-	0.0%	(0.0%)
	建設業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)	0.0%	-	0.0%	(0.0%)
	製造業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)	0.0%	-	0.0%	(0.0%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)	0.0%	-	0.0%	(0.0%)
	情報通信業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)	0.0%	-	0.0%	(0.0%)
	運輸、郵便業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)	0.0%	-	0.0%	(0.0%)
	卸売業、小売業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)	0.0%	-	0.0%	(0.0%)
	金融業、保険業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)	0.0%	-	0.0%	(0.0%)
	不動産業、物品賃貸業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)	0.0%	-	0.0%	(0.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	97.8%	-	96.7%	(96.9%)	2.2%	-	3.3%	(3.1%)
	宿泊業、飲食サービス業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)	0.0%	-	0.0%	(0.0%)
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)	0.0%	-	0.0%	(0.0%)
	教育、学習支援業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)	0.0%	-	0.0%	(0.0%)
	医療、福祉	100.0%	-	100.0%	(100.0%)	0.0%	-	0.0%	(0.0%)
	複合サービス事業	100.0%	-	100.0%	(100.0%)	0.0%	-	0.0%	(0.0%)
	サービス業(他に分類されないもの)	100.0%	-	100.0%	(100.0%)	0.0%	-	0.0%	(0.0%)
	その他	100.0%	-	100.0%	-	0.0%	-	0.0%	-

※( )内は、令和2年6月1日現在の数値。

表3-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
21人以上総計	85 3.9%	632 28.7%	1,487 67.5%	2,204 100.0%
31人以上総計	51 (35) 3.2% (2.2%)	436 (422) 27.0% (26.7%)	1,130 (1,123) 69.9% (71.1%)	1,617 (1,580) 100.0% (100.0%)
21~300人	85 4.0%	617 29.2%	1,408 66.7%	2,110 100.0%
21~30人	34 5.8%	196 33.4%	357 60.8%	587 100.0%
31~300人	51 (35) 3.3% (2.4%)	421 (407) 27.6% (27.4%)	1,051 (1,041) 69.0% (70.2%)	1,523 (1,483) 100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0) 0.0% (0.0%)	15 (15) 16.0% (15.5%)	79 (82) 84.0% (84.5%)	94 (97) 100.0% (100.0%)

※( )内は、令和2年6月1日現在の数値。

※「合計」は、表1の「①実施済み」に対応している。

※「②定年の引上げ」は、65歳以上の定年の年齢を設けている企業を、「③継続雇用制度の導入」は、定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表3-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	① 希望者全員65歳以上 の継続雇用制度	② 基準該当者65歳以上 の継続雇用制度	合計(①+②)
21人以上総計	1,248 83.9%	239 16.1%	1,487 100.0%
31人以上総計	912 (888) 80.7% (79.1%)	218 (235) 19.3% (20.9%)	1,130 (1,123) 100.0% (100.0%)
21~300人	1,199 85.2%	209 14.8%	1,408 100.0%
21~30人	336 94.1%	21 5.9%	357 100.0%
31~300人	863 (835) 82.1% (80.2%)	188 (206) 17.9% (19.8%)	1,051 (1,041) 100.0% (100.0%)
301人以上	49 (53) 62.0% (64.6%)	30 (29) 38.0% (35.4%)	79 (82) 100.0% (100.0%)

※( )内は、令和2年6月1日現在の数値。

※「合計」は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表3-3 継続雇用先の内訳

(社、%)

	① 自社のみ	自社以外の継続雇用先がある企業								合計 (①~⑧)
		② 自社、子会社 等	③ 自社、関連 会社等	④ 自社、子会社 等、関連会社 等	⑤ 子会社等	⑥ 子会社等、 関連会社等	⑦ 関連会社等	⑧ その他の会社 を含む	小計 (②~⑧)	
21人以上 総計	1,449 97.4%	21 1.4%	4 0.3%	8 0.5%	3 0.2%	1 0.1%	0 0.0%	1 0.1%	38 2.6%	1,487 100.0%
31人以上 総計	1,098 (1,093) 97.2% (97.3%)	17 (12) 1.5% (1.1%)	4 (3) 0.4% (0.3%)	8 (10) 0.7% (0.9%)	1 (5) 0.1% (0.4%)	1 (0) 0.1% (0.0%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	1 0.1%	32 (30) 2.8% (2.7%)	1,130 (1,123) 100.0% (100.0%)
21~300人	1,381 98.1%	17 1.2%	4 0.3%	2 0.1%	3 0.2%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%	27 1.9%	1,408 100.0%
21~30人	351 98.3%	4 1.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 1.7%	357 100.0%
31~300人	1,030 (1,021) 98.0% (98.1%)	13 (10) 1.2% (1.0%)	4 (2) 0.4% (0.2%)	2 (5) 0.2% (0.5%)	1 (3) 0.1% (0.3%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	1 0.1%	21 (20) 2.0% (1.9%)	1,051 (1,041) 100.0% (100.0%)
301人以上	68 (72) 86.1% (87.8%)	4 (2) 5.1% (2.4%)	0 (1) 0.0% (1.2%)	6 (5) 7.6% (6.1%)	0 (2) 0.0% (2.4%)	1 (0) 1.3% (0.0%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	0 0.0%	11 (10) 13.9% (12.2%)	79 (82) 100.0% (100.0%)

※( )内は、令和2年6月1日現在の数値。

表4 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

(社、%)

	②65歳以上定年					合計 (①+②)	報告した全ての企業
	① 定年制の廃止	②65歳以上定年			合計 (①+②)		
		65歳	66～69歳	70歳以上			
21人以上 総計	85 -	521 -	59 -	52 -	717 -	2,205 -	
	3.9% -	23.6% -	2.7% -	2.4% -	32.5% -	100.0% -	
31人以上 総計	51 (35)	357 (349)	41 (43)	38 (30)	487 (457)	1,618 (1,581)	
	3.2% (2.2%)	22.1% (22.1%)	2.5% (2.7%)	2.3% (1.9%)	30.1% (28.9%)	100.0% (100.0%)	
21～300人	85 -	508 -	59 -	50 -	702 -	2,111 -	
	4.0% -	24.1% -	2.8% -	2.4% -	33.3% -	100.0% -	
21～30人	34 -	164 -	18 -	14 -	230 -	587 -	
	5.8% -	27.9% -	3.1% -	2.4% -	39.2% -	100.0% -	
31～300人	51 (35)	344 (336)	41 (43)	36 (28)	472 (442)	1,524 (1,484)	
	3.3% (2.4%)	22.6% (22.6%)	2.7% (2.9%)	2.4% (1.9%)	31.0% (29.8%)	100.0% (100.0%)	
301人以上	0 (0)	13 (13)	0 (0)	2 (2)	15 (15)	94 (97)	
	0.0% (0.0%)	13.8% (13.4%)	0.0% (0.0%)	2.1% (2.1%)	16.0% (15.5%)	100.0% (100.0%)	

※ ( )内は、令和2年6月1日現在の数値。

※ 「②65歳以上定年」は、表3-1の「②定年の引上げ」に対応している。

※ 「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表5-1 70歳までの就業確保措置の実施状況

(社、%)

	①70歳までの就業確保措置実施済み					②就業確保措置相当の措置実施	③その他未実施	合計 (①+②+③)								
	定年廃止	定年の引上げ	継続雇用制度の導入	創業支援等措置の導入												
21人以上総計	667	-	85	-	52	-	530	-	0	-	63	-	1,475	-	2,205	-
	30.2%	-	3.9%	-	2.4%	-	24.0%	-	0.0%	-	2.9%	-	66.9%	-	100.0%	-
31人以上総計	479	-	51	-	38	-	390	-	0	-	47	-	1,092	-	1,618	-
	29.6%	-	3.2%	-	2.3%	-	24.1%	-	0.0%	-	2.9%	-	67.5%	-	100.0%	-
21~300人	647	-	85	-	50	-	512	-	0	-	61	-	1,403	-	2,111	-
	30.6%	-	4.0%	-	2.4%	-	24.3%	-	0.0%	-	2.9%	-	66.5%	-	100.0%	-
21~30人	188	-	34	-	14	-	140	-	0	-	16	-	383	-	587	-
	32.0%	-	5.8%	-	2.4%	-	23.9%	-	0.0%	-	2.7%	-	65.2%	-	100.0%	-
31~300人	459	-	51	-	36	-	372	-	0	-	45	-	1,020	-	1,524	-
	30.1%	-	3.3%	-	2.4%	-	24.4%	-	0.0%	-	3.0%	-	66.9%	-	100.0%	-
301人以上	20	-	0	-	2	-	18	-	0	-	2	-	72	-	94	-
	21.3%	-	0.0%	-	2.1%	-	19.1%	-	0.0%	-	2.1%	-	76.6%	-	100.0%	-

※「①70歳までの就業確保措置実施済み」とは、法令の定めに基づいた適正な手続きを経て、定年制の廃止、定年の引上げ、継続雇用制度もしくは創業支援等措置の導入のいずれかの措置を講ずることにより、70歳までの就業機会の確保を実施している場合を指す。なお、「定年の引上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢は70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の年齢は70歳未満だが創業支援等措置の年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

※「②就業確保措置相当の措置実施」とは、「①70歳までの就業確保措置実施済み」と同様の措置を70歳未満の年齢まで導入している場合を指す。

※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「21人以上総計」「31人以上総計」「21~300人」「21~30人」「31~300人」の「創業支援等措置の導入」については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

表5-2 70歳までの就業確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

規模別	①実施済企業割合		②未実施企業割合	
	合計		合計	
合計	30.2%	-	69.8%	-
21~30人	32.0%	-	68.0%	-
31~50人	33.7%	-	66.3%	-
51~100人	29.1%	-	70.9%	-
101~300人	23.7%	-	76.3%	-
301~500人	19.3%	-	80.7%	-
501~1,000人	22.2%	-	77.8%	-
1,001人以上	30.0%	-	70.0%	-
産業別	21人以上		31人以上	
	合計	30.2%	29.6%	69.8%
農、林、漁業	39.7%	30.6%	60.3%	69.4%
鉱業、採石業、砂利採取業	40.0%	33.3%	60.0%	66.7%
建設業	38.6%	36.1%	61.4%	63.9%
製造業	22.2%	22.4%	77.8%	77.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
情報通信業	9.7%	10.3%	90.3%	89.7%
運輸、郵便業	37.3%	40.4%	62.7%	59.6%
卸売業、小売業	26.4%	26.6%	73.6%	73.4%
金融業、保険業	11.1%	7.1%	88.9%	92.9%
不動産業、物品賃貸業	20.0%	20.0%	80.0%	80.0%
学術研究、専門・技術サービス業	26.7%	30.0%	73.3%	70.0%
宿泊業、飲食サービス業	33.9%	28.9%	66.1%	71.1%
生活関連サービス業、娯楽業	38.6%	31.0%	61.4%	69.0%
教育、学習支援業	32.6%	30.3%	67.4%	69.7%
医療、福祉	32.2%	32.9%	67.8%	67.1%
複合サービス事業	3.6%	4.5%	96.4%	95.5%
サービス業(他に分類されないもの)	36.6%	36.7%	63.4%	63.3%
その他	50.0%	0.0%	50.0%	100.0%

表6 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 66歳以上 定年	③ 希望者全員 66歳以上 継続雇用	④ 基準該当者 66歳以上 継続雇用	⑤ その他66歳以上 まで働ける制度	合計① (①~③)	合計② (①~④)	合計③ (①~⑤)	報告した全ての企業
21人以上 総計	85 - 3.9% -	111 - 5.0% -	243 - 11.0% -	291 - 13.2% -	287 - 13.0% -	439 - 19.9% -	730 - 33.1% -	1,017 - 46.1% -	2,205 - 100.0% -
31人以上 総計	51 (35) 3.2% (2.2%)	79 (73) 4.9% (4.6%)	179 (174) 11.1% (11.0%)	217 (184) 13.4% (11.6%)	224 (185) 13.8% (11.7%)	309 (282) 19.1% (17.8%)	526 (466) 32.5% (29.5%)	750 (651) 46.4% (41.2%)	1,618 (1,581) 100.0% (100.0%)
21~300人	85 - 4.0% -	109 - 5.2% -	235 - 11.1% -	279 - 13.2% -	271 - 12.8% -	429 - 20.3% -	708 - 33.5% -	979 - 46.4% -	2,111 - 100.0% -
21~30人	34 - 5.8% -	32 - 5.5% -	64 - 10.9% -	74 - 12.6% -	63 - 10.7% -	130 - 22.1% -	204 - 34.8% -	267 - 45.5% -	587 - 100.0% -
31~300人	51 (35) 3.3% (2.4%)	77 (71) 5.1% (4.8%)	171 (166) 11.2% (11.2%)	205 (174) 13.5% (11.7%)	208 (173) 13.6% (11.7%)	299 (272) 19.6% (18.3%)	504 (446) 33.1% (30.1%)	712 (619) 46.7% (41.7%)	1,524 (1,484) 100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0) 0.0% (0.0%)	2 (2) 2.1% (2.1%)	8 (8) 8.5% (8.2%)	12 (10) 12.8% (10.3%)	16 (12) 17.0% (12.4%)	10 (10) 10.6% (10.3%)	22 (20) 23.4% (20.6%)	38 (32) 40.4% (33.0%)	94 (97) 100.0% (100.0%)

※ ( )内は、令和2年6月1日現在の数値。

※ 66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②66歳以上定年」のみに計上している。

※ 「⑤その他66歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※ 「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表7 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 70歳以上 定年	③ 希望者全員 70歳以上 継続雇用	④ 基準該当者 70歳以上 継続雇用	⑤ その他70歳以上 まで働ける制度	合計① (①~③)	合計② (①~④)	合計③ (①~⑤)	報告した全ての企業
21人以上 総計	85 - 3.9% -	52 - 2.4% -	235 - 10.7% -	295 - 13.4% -	298 - 13.5% -	372 - 16.9% -	667 - 30.2% -	965 - 43.8% -	2,205 - 100.0% -
31人以上 総計	51 (35) 3.2% (2.2%)	38 (30) 2.3% (1.9%)	172 (169) 10.6% (10.7%)	218 (191) 13.5% (12.1%)	231 (186) 14.3% (11.8%)	261 (234) 16.1% (14.8%)	479 (425) 29.6% (26.9%)	710 (611) 43.9% (38.6%)	1,618 (1,581) 100.0% (100.0%)
21~300人	85 - 4.0% -	50 - 2.4% -	229 - 10.8% -	283 - 13.4% -	282 - 13.4% -	364 - 17.2% -	647 - 30.6% -	929 - 44.0% -	2,111 - 100.0% -
21~30人	34 - 5.8% -	14 - 2.4% -	63 - 10.7% -	77 - 13.1% -	67 - 11.4% -	111 - 18.9% -	188 - 32.0% -	255 - 43.4% -	587 - 100.0% -
31~300人	51 (35) 3.3% (2.4%)	36 (28) 2.4% (1.9%)	166 (163) 10.9% (11.0%)	206 (181) 13.5% (12.2%)	215 (174) 14.1% (11.7%)	253 (226) 16.6% (15.2%)	459 (407) 30.1% (27.4%)	674 (581) 44.2% (39.2%)	1,524 (1,484) 100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0) 0.0% (0.0%)	2 (2) 2.1% (2.1%)	6 (6) 6.4% (6.2%)	12 (10) 12.8% (10.3%)	16 (12) 17.0% (12.4%)	8 (8) 8.5% (8.2%)	20 (18) 21.3% (18.6%)	36 (30) 38.3% (30.9%)	94 (97) 100.0% (100.0%)

※ ( )内は、令和2年6月1日現在の数値。

※ 70歳以上定年制度と70歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②70歳以上定年」のみに計上している。

※ 「⑤その他70歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※ 「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

**表8-1 60歳定年企業における定年到達者等の状況**

	企業数 (社)	定年到達者総数 (人)	定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)			継続雇用者数			うち子会社等・関連会社等 での継続雇用者数			定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続 雇用されなかった者)	継続雇用の 終了による 離職者数 (人)		
			人数	割合	(前年比)	人数	割合	(前年比)	人数	割合	(前年比)				
60歳定年企業で 定年到達者がいる企業等	818	2,257	307	13.6%	(12.9%)	1,946	86.2%	(86.8%)	15	0.7%	(0.8%)	4	0.2%	(0.3%)	188
うち女性	481	1,074	132	12.3%	(13.5%)	938	87.3%	(86.1%)	3	0.3%	(0.3%)	4	0.4%	(0.4%)	70

※ 本集計は、過去1年間(令和2年6月1日から令和3年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者及び継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数について集計している。  
 ※ ( )内は、令和2年6月1日現在の数値(31人以上規模企業の状況)。  
 ※ 令和3年の数値は、21人以上規模企業の状況であり、令和2年と単純な比較はできない。

**表8-2 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況**

	企業数 (社)	基準を適用できる 年齢に到達した者 の総数 (人)	継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を希望しない 者)			継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継続雇 用された者)			継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)		
			人数	割合	(前年比)	人数	割合	(前年比)	人数	割合	(前年比)
経過措置適用企業で基準適用 年齢到達者(63歳)がいる企業	100	297	10	3.4%	(2.5%)	286	96.3%	(96.9%)	1	0.3%	(0.6%)
うち女性	44	134	4	3.0%	(2.4%)	130	97.0%	(97.6%)	0	0.0%	(0.0%)

※ 本集計は、令和2年6月1日から令和3年5月31日に経過措置適用企業において基準適用年齢に到達した者について集計している。  
 ※ ( )内は、令和2年6月1日現在の数値(31人以上規模企業の状況)。  
 ※ 令和3年の数値は、21人以上規模企業の状況であり、令和2年と単純な比較はできない。

表9 年齢別常用労働者数

(人)

		年齢計		60歳以上合計		60～64歳		65歳以上		うち70歳以上	
31人以上 規模企業	平成21年	139,372人	(100.0)	12,397人	(100.0)	9,111人	(100.0)	3,286人	(100.0)	-	-
	平成22年	141,823人	(101.8)	13,542人	(109.2)	10,135人	(111.2)	3,407人	(108.5)	-	-
	平成23年	144,019人	(103.3)	15,006人	(121.0)	11,366人	(124.8)	3,640人	(102.7)	-	-
	平成24年	144,039人	(103.3)	15,701人	(126.7)	11,687人	(128.3)	4,014人	(112.9)	-	-
	平成25年	148,612人	(106.6)	17,287人	(139.4)	12,260人	(134.6)	5,027人	(129.9)	1,202人	(100.0)
	平成26年	152,599人	(109.5)	18,817人	(151.8)	12,735人	(139.8)	6,082人	(151.8)	1,366人	(113.6)
	平成27年	156,732人	(112.5)	20,711人	(167.1)	13,287人	(145.8)	7,424人	(176.3)	1,654人	(137.6)
	平成28年	159,533人	(114.5)	22,976人	(185.3)	13,987人	(153.5)	8,989人	(202.1)	1,914人	(159.2)
	平成29年	162,195人	(116.4)	24,933人	(201.1)	14,258人	(156.5)	10,675人	(236.3)	2,636人	(219.3)
	平成30年	164,491人	(118.0)	26,985人	(217.7)	14,743人	(161.8)	12,242人	(258.0)	3,559人	(296.1)
	令和元年	166,081人	(119.2)	28,475人	(229.7)	15,284人	(167.8)	13,191人	(283.5)	4,208人	(350.1)
令和2年	172,343人	(123.7)	31,329人	(252.7)	16,006人	(175.7)	15,323人	(305.5)	5,474人	(455.4)	
令和3年	172,926人	(124.1)	32,559人	(262.6)	16,016人	(175.8)	16,543人	(503.4)	6,366人	(529.6)	
21人以上 規模企業	令和3年	187,876人	-	35,897人	-	17,628人	-	18,269人	-	7,072人	-

※「31人以上規模企業」の( )は、平成21年を100とした場合の比率(「うち70歳以上」は平成25年を100とした場合の比率)

表10 都道府県別の状況

	報告した 全ての企業	雇用確保措置 実施済企業割合	(注1)70歳までの 就業確保措置 実施済企業割合	(注2)66歳以上まで 働ける制度のある 企業割合	(注3)70歳以上まで 働ける制度のある 企業割合
島根	1,442社 (999社)	99.4% (99.9%)	37.2% -	50.5% (42.5%)	48.1% (40.1%)
秋田	2,039社 (1,371社)	99.6% (99.9%)	30.0% -	50.2% (48.1%)	48.5% (45.9%)
大分	2,297社 (1,533社)	100.0% (100.0%)	32.5% -	48.0% (43.4%)	46.3% (40.9%)
宮崎	2,205社 (1,581社)	99.9% (99.9%)	30.2% -	46.1% (41.2%)	43.8% (38.6%)
岐阜	4,069社 (2,730社)	99.9% (100.0%)	33.0% -	45.6% (41.0%)	44.1% (38.8%)
奈良	1,597社 (1,157社)	100.0% (99.6%)	32.4% -	45.4% (40.4%)	42.9% (37.6%)
岩手	2,592社 (1,813社)	99.9% (99.8%)	32.7% -	45.1% (39.2%)	43.1% (37.1%)
三重	3,044社 (2,093社)	100.0% (100.0%)	30.4% -	44.3% (38.6%)	42.5% (36.6%)
鹿児島	3,152社 (2,120社)	99.9% (99.9%)	32.1% -	44.3% (37.0%)	42.0% (34.6%)
富山	2,486社 (1,792社)	99.9% (100.0%)	18.6% -	44.3% (39.5%)	42.6% (37.2%)
千葉	6,780社 (4,794社)	99.9% (99.9%)	31.1% -	43.9% (39.6%)	42.4% (37.8%)
香川	2,061社 (1,489社)	99.6% (100.0%)	31.5% -	43.4% (37.5%)	41.7% (34.9%)
長野	3,955社 (2,832社)	100.0% (100.0%)	26.5% -	42.8% (37.8%)	41.3% (36.0%)
岡山	3,611社 (2,459社)	99.4% (99.9%)	28.1% -	42.4% (36.3%)	40.7% (33.7%)
山口	2,443社 (1,713社)	99.7% (100.0%)	25.9% -	42.4% (40.3%)	40.8% (38.5%)
宮城	3,878社 (2,689社)	99.6% (99.9%)	29.7% -	42.2% (36.5%)	39.9% (33.8%)
青森	2,638社 (1,767社)	99.2% (99.9%)	31.8% -	42.1% (39.0%)	39.9% (36.2%)
福島	3,697社 (2,454社)	99.3% (99.8%)	28.6% -	42.1% (36.6%)	39.5% (33.7%)
埼玉	8,315社 (5,622社)	99.0% (99.9%)	30.2% -	41.6% (37.6%)	40.1% (35.7%)
徳島	1,306社 (883社)	100.0% (100.0%)	32.2% -	41.4% (36.5%)	39.1% (33.7%)
愛媛	2,629社 (1,772社)	99.2% (99.7%)	23.2% -	41.3% (36.2%)	40.0% (34.8%)
愛知	13,894社 (10,157社)	100.0% (100.0%)	26.2% -	41.3% (35.8%)	39.3% (33.5%)
佐賀	1,696社 (1,079社)	99.2% (99.7%)	28.9% -	41.2% (33.4%)	38.4% (30.1%)
北海道	9,128社 (6,260社)	99.5% (99.9%)	29.1% -	41.1% (34.4%)	39.7% (32.7%)
新潟	4,767社 (3,317社)	100.0% (100.0%)	24.4% -	41.0% (36.7%)	39.0% (34.9%)
静岡	6,864社 (4,969社)	99.9% (99.8%)	27.6% -	40.9% (36.2%)	38.9% (33.8%)
滋賀	2,149社 (1,462社)	99.2% (99.7%)	25.5% -	40.7% (34.6%)	38.4% (32.6%)
鳥取	1,103社 (795社)	100.0% (100.0%)	26.0% -	40.3% (33.8%)	37.3% (30.4%)
栃木	3,255社 (2,093社)	99.8% (100.0%)	28.4% -	40.2% (35.5%)	38.6% (33.5%)
福岡	9,396社 (6,530社)	99.9% (100.0%)	26.0% -	40.1% (35.6%)	38.5% (33.9%)
長崎	2,678社 (1,804社)	99.5% (99.7%)	25.1% -	40.0% (34.8%)	38.6% (33.6%)
熊本	3,242社 (2,163社)	99.2% (99.8%)	23.8% -	39.6% (34.8%)	37.3% (32.3%)
和歌山	1,627社 (1,099社)	99.4% (100.0%)	27.1% -	39.5% (35.2%)	37.0% (32.8%)
福井	1,832社 (1,232社)	100.0% (100.0%)	27.2% -	39.4% (33.4%)	36.6% (31.1%)
茨城	3,940社 (2,913社)	99.9% (100.0%)	30.0% -	39.3% (34.0%)	37.1% (32.0%)
山形	2,255社 (1,623社)	99.4% (99.9%)	25.5% -	39.1% (33.8%)	36.9% (31.5%)
広島	5,515社 (3,847社)	99.7% (99.8%)	23.5% -	39.0% (34.9%)	37.3% (32.9%)
全国計	232,059社 (164,151社)	99.7% (99.9%)	25.6% -	38.3% (33.4%)	36.6% (31.5%)
石川	2,570社 (1,848社)	99.8% (100.0%)	26.8% -	37.3% (31.3%)	35.6% (29.1%)
神奈川	10,880社 (7,385社)	99.5% (99.9%)	25.2% -	37.1% (31.5%)	35.6% (29.7%)
群馬	3,998社 (2,714社)	99.8% (100.0%)	29.1% -	37.1% (33.5%)	35.6% (31.7%)
山梨	1,474社 (1,032社)	99.7% (100.0%)	25.5% -	36.6% (33.5%)	34.7% (32.1%)
高知	1,312社 (900社)	99.9% (100.0%)	24.3% -	36.0% (30.8%)	34.9% (29.4%)
沖縄	2,959社 (1,889社)	99.5% (99.7%)	23.7% -	35.2% (28.0%)	34.3% (26.9%)
京都	4,449社 (3,079社)	99.6% (99.9%)	23.0% -	35.2% (31.0%)	33.8% (29.4%)
兵庫	7,752社 (5,640社)	99.5% (99.9%)	22.5% -	34.4% (30.1%)	32.6% (27.9%)
大阪	18,557社 (12,992社)	99.7% (99.9%)	21.6% -	33.2% (28.9%)	31.6% (27.1%)
東京	38,531社 (29,666社)	99.9% (99.9%)	19.3% -	29.5% (25.7%)	28.2% (24.3%)

【宮崎県と全国の数値比較について】

(注1)70歳までの就業確保措置実施済企業は全国で12番目

(注2)66歳以上働ける制度のある企業は全国で4番目

(注3)70歳以上働ける制度のある企業は全国で5番目

※( )内は、令和2年6月1日現在の数値(31人以上規模企業の状況)。

※ 令和3年の数値は、21人以上規模企業の状況であり、令和2年と単純な比較はできない。

※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「雇用確保措置実施済企業割合」については、小数第2位以下を四捨五入することで100%となる場合は、小数点第2位以下を切り捨てとしている。

※ 「70歳までの就業確保措置導入企業」は表5-1の①に、「66歳以上まで働ける制度のある企業」は表6に、「70歳以上まで働ける制度のある企業」は表7にそれぞれ対応している。

宮崎労働局発表  
令和4年7月1日解禁

【照会先】  
宮崎労働局 雇用環境・均等室  
室長 渡辺 園子  
監理官 三輪 浩史  
企画・調整係 飯村 祐哉  
(代表電話) 0985-38-8821  
(直通電話) 0985-38-8821

## 宮崎労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）の 行事予定（令和4年7月）

宮崎労働局（局長 田中 大介）は、宮崎労働局及び県内各労働基準監督署・各公共職業安定所（ハローワーク）の主要な行事予定を取りまとめました。  
取材・報道等にご活用ください。

令和4年7月 宮崎労働局・監督署・安定所(ハローワーク)主要行事予定表

7月		主要行事(労働局・監督署・安定所)
1	金	令和4年度安全衛生表彰式
2	土	
3	日	
4	月	
5	火	障害者雇用促進セミナー
6	水	
7	木	第1回宮崎地方最低賃金審議会(合同庁舎 2F共用大会議室)
8	金	
9	土	
10	日	
11	月	ハローワーク延岡 職業訓練校説明会
12	火	応募前ジュニアワークフェア(県央)
13	水	ハローワーク日向 職業訓練校説明会 応募前ジュニアワークフェア(都城)
14	木	応募前ジュニアワークフェア(県北) 林災防労働災害防止大会(新富町文化会館)
15	金	ハローワーク日南 職業訓練校説明会 応募前ジュニアワークフェア(小林)
16	土	
17	日	
18	月	
19	火	ハローワーク都城 職業訓練校説明会
20	水	
21	木	
22	金	
23	土	
24	日	
25	月	
26	火	
27	水	ハローワーク小林 職業訓練校説明会
28	木	
29	金	
30	土	
31	日	
備考		



# GOGO! 宮崎労働局

発行：宮崎労働局  
宮崎市橘通東3-1-22  
宮崎合同庁舎  
TEL0985(38)8821  
FAX0985(38)5028

## 人材開発支援助成金に「人への投資促進コース」が創設

### 労働局長が労使団体等へ活用を要請

令和4年4月1日に改正が行われた人材開発支援助成金について、田中局長は、6月17日、22日に各経済団体等を訪問し、改正点について説明を行い、周知広報の協力を要請しました。（当助成金は、雇用する労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるため職業訓練等を計画に沿って実施し、教育訓練休暇制度を適用した事業主等に対して助成する制度）

今回の改正により、人への投資を加速化するために「人への投資促進コース」が新設され、デジタル人材育成・高度人材の育成に取り組む事業主に対し高率助成を行うことや、労働者の自発的な学び直しの費用を負担する事業主への助成のほか、これまで助成の対象外であったeラーニングも助成の対象とする内容となっています。

各経済団体からは、ITデジタルの活用促進や、現在の研修（訓練）の多くは、eラーニングとなっていることなどから多様な訓練に対し支援があることで、企業のみならず、学び直しやスキルアップを望む従業員も今回の改正は関心が持てることや、

当助成金により企業全体の生産性の向上に期待したいとの声が聞かれました。

また、6月8日には、職業対策課長が宮崎県社会保険労務士会を訪問し、制度の周知への協力をお願いしました。



宮崎県経営者協会  
河野専務 (左)



宮崎県商工会議所連合会  
甲斐専務 (左)



連合宮崎 中川会長 (右)



宮崎県中小企業団体中央会  
野口専務 (左)



宮崎県商工会連合会  
酒匂専務 (右)



宮崎県社会保険労務士会  
川越会長 (左)

## パワハラ防止は事業主の義務です。



5月27日、延岡電気工事業協同組合の加盟企業の事業主等23名に対し、4月から中小企業に適用された「パワーハラスメント防止措置」の研修会を実施しました。

法令で義務付けられた①事業主の方針の明確化②相談体制の整備③事後の迅速かつ適切な対応等の措置について説明し、「ハラスメントは、働く人の約3割が経験しているとされており、身近な問題であり、企業がハラスメント防止措置に取り組む

ことは、職場で①被害者をつくらないこと。②加害者をつくらないこと。③組織にとっても必要なこと。」を伝え、ハラスメントのない職場づくりを呼びかけました。

参加者からは、職員向けの研修を実施したいとの前向きな意見があり、働き方改革推進支援センターの支援を紹介しました。



## 働く前に労働法を知ろう。



6月7日、宮崎国際大学の2年生約80人を対象に、「労働法と働く時の心構え」という演題で講話を実施しました。

講師の上田専門官が、労働基準監督官の経験を踏まえて、シフトの一方的変更や解雇などアルバイトで起きそうなトラブルを具体例にして注意を促しました。

## 安全意識を高めて無事故・無災害へ

### 全国安全週間 労働局長パトロールを実施



労働災害による死傷者が4年連続で増加している中、全国安全週間を前に宮崎労働局と宮崎労働基準監督署は6月23日に合同安全パトロールを行いました。

パトロールは宮崎市内で建設中の「ポレスター橋通り新築工事」の現場を、クレーンによる災害防止措置、足場・通路の確保、墜落・転落防止措置等の安全措置のほか熱中症予防対策などを確認しました。

田中局長は、「現場の管理者と労働者全員が安全点検や体調管理などへの意識を高めて、無事故無災害につなげてほし



現場責任者から説明を受ける田中局長（左）

安全は 急がず焦らず怠らず

職場での安全管理は、  
確認・声かけが大事！



第95回 **全国安全週間**

令和4年 7/1(金)→7(木)

**STOP！熱中症** 令和4年5月～9月  
**クールワークキャンペーン**

職場における熱中症により、毎年、全国で約**20人**が亡くなっています。職場での熱中症予防に取り組みましょう！

学ぼう！ 備えよう！ 職場の仲間を守ろう！  
**職場における熱中症予防情報**



い」などと呼びかけました。

## 高卒予定者等の求人受理説明会を開催

事業主へ新規学校卒業者の採用ルールを説明しました。

5月24日、ハローワーク宮崎は、来春高校卒業予定者の採用・選考に係る求人申込説明会を宮崎市民文化ホールにて宮崎市と共催で開催しました。当説明会は、6月からの求人受理開始に向けて、求人の申込方法、公正採用選考・男女の雇用機会均等の徹底等について説明し、併せて地元企業と高等学校との意見交換会を開催するものです。

新型コロナウイルス感染症の影響により3年ぶりの開催となりました

が、ハローワーク宮崎・日南・高鍋管内の企業200社、高等学校31校の参加がありました。同様の説明会は20日に都城市（県西地区）、26日に延岡市（県北地区）でも開催しました。

前年度の就職内定者に占める県内企業への就職内定者の割合は、令和4年3月末時点で65.7%（過去最高）となっており、今後も関係機関と連携を図り、県内企業の魅力発信に取り組んでまいります。



早瀬所長



谷口指導官



## ふるさとの企業を知ろう！

高校生向け合同会社説明会（県南地区）が開催されました。



6月9日ハローワーク日南では、県南工業開発地域推進協議会（会長：日南市長）との共催で、来春高校卒業予定者と2年生を対象とした「合同企業説明会」を開催しました。早い段階で魅力ある地元の企業に目を向けてもらうことで、地元での就職の促進、早期離職の防止を目的としたものです。

コロナ感染防止対策を講じ、広い

会場（おびすぎドーム）内に24事業所と、181名の生徒が参加しました。高校生にとって直接企業の担当者から情報を得る貴重な機会として、企業にとっては自社の魅力を高校生にアピールする機会として、熱気あふれる場となりました。

